

即時口座振替サービス利用規定	即時口座振替サービス利用規定
(<u>2022 年 11 月 29 日</u>実施) (省略) 第 1 条 (用語の定義) 1 J A バンク J A (農協)・J A 信農連・農林中央金庫により構成された、実質的にひとつの金融機関として機能するグループの名称を指します。 以下の条文中の「J A バンク」とは、お客様と直接お取引しており、かつお客さまに対し J A サービス ID を発行している法人である J A (農協) または J A 信農連を指します。 2 J A サービス ID J A バンクは、J A バンクのキャッシュカード (<u>（代理人カード等 JA バンク所定のキャッシュカードを除く、以下同様）</u>) を保有するお客さまを対象に、「J A サービス ID」を活用してインターネットによる各種 API 連携サービスを提供いたします。「J A サービス ID」とは、J A バンクが提供するインターネットによる各種 API 連携サービスを利用するための ID です。 3 API Application Programming Interface の略で、アプリケーションが他のアプリケーションと機能やデータを共有するための接続仕様のことです。 (中略) 第 19 条(通知等の連絡先) J A バンクはお客様に対し、申込内容について通知・照会・確認 (ショートメッセージ (S M S) の送信を含みます。) をすることがあります。その場合、お客様が予め J A バンクに届け出た住所、電話番号等を連絡先とします (<u>（なお、フリーダイヤル等一部ご利用いただけない電話番号があります）</u>)。J A バンクが本連絡先にあてて通知・照会・確認を発信・発送し、または書類を発信した場合には、前条の届出を怠る等、お客様の責に帰すべき事由により、これらが延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。J A バンクの責によらない端末機、通信機器および回線等の障害による延着、不着の場合も同様とします。 (以下略)	(<u>2021 年 9 月 15 日</u>実施) (省略) 第 1 条 (用語の定義) 1 J A バンク J A (農協)・J A 信農連・農林中央金庫により構成された、実質的にひとつの金融機関として機能するグループの名称を指します。 以下の条文中の「J A バンク」とは、お客様と直接お取引しており、かつお客さまに対し J A サービス ID を発行している法人である J A (農協) または J A 信農連を指します。 2 J A サービス ID J A バンクは、J A バンクのキャッシュカード (<u>（追加）</u>) を保有するお客さまを対象に、「J A サービス ID」を活用してインターネットによる各種 API 連携サービスを提供いたします。「J A サービス ID」とは、J A バンクが提供するインターネットによる各種 API 連携サービスを利用するための ID です。 3 API Application Programming Interface の略で、アプリケーションが他のアプリケーションと機能やデータを共有するための接続仕様のことです。 (中略) 第 19 条(通知等の連絡先) J A バンクはお客様に対し、申込内容について通知・照会・確認 (ショートメッセージ (S M S) の送信を含みます。) をすることがあります。その場合、お客様が予め J A バンクに届け出た住所、電話番号等を連絡先とします (<u>（追加）</u>)。J A バンクが本連絡先にあてて通知・照会・確認を発信・発送し、または書類を発信した場合には、前条の届出を怠る等、お客様の責に帰すべき事由により、これらが延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。J A バンクの責によらない端末機、通信機器および回線等の障害による延着、不着の場合も同様とします。 (以下略)